

# 長崎市景観条例施行規則

平成2年3月30日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び長崎市景観条例（昭和63年長崎市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第2項第3号に規定する建築物以外の工作物で市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 門、塀、垣、さく、金網、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 日よけテント及び藤棚
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 装飾塔、電波塔その他これらに類するもの
- (6) 立体駐車場
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシュプラント
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設
- (9) メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
- (10) 街灯及び照明灯
- (11) 彫刻及びモニュメント
- (12) 変圧器その他これに類するもの
- (13) 自動販売機及びその附帯施設
- (14) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (15) エスカレーターで屋外に設けるもの
- (16) 風力発電施設
- (17) その他市長が指定したもの

(事前協議)

第3条 条例第12条の市長が別に定める要件は、建築物又は工作物の高さが20メートル（市街化区域以外の区域の場合にあっては13メートル）を超えるものとする。

2 条例第12条の規定による事前協議をする者（以下「事前協議者」という。）は、事前協議書（第1号様式）に別表第1に掲げる図書を添えて、正副各1部提出し、協議するものとする。

3 前項の規定に関わらず、市長は、別表第1に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができるものとする。

4 市長は、第2項の事前協議を行った場合は、協議結果を事前協議者に通知するものとする。

(届出又は通知を要しない行為)

第4条 条例第14条第2号に規定する市長が別に定める行為は、別表第2の左欄に掲げる行為の種類及び中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のものとする。

2 条例第14条第3号に規定する市長が別に定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 長崎市文化財保護条例(昭和43年長崎市条例第6号)第9条による許可に係る行為

(2) 長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成15年長崎市条例第41号)第2条による許可に係る行為

(3) 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成2年長崎市条例第15号)第5条による許可に係る行為

(4) 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)第15条第1項又は第38条第1項の規定による許可に係る行為

(5) 長崎県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年長崎県条例第41号)第2条による許可に係る行為

(景観計画区域内の行為に関する届出)

第5条 条例第16条に規定する市長が別に定める図書は、別表第3に掲げる図書とする。

2 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(第2号様式)及び当該行為が建築物の建築等(建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。以下同じ。)又は工作物の建設等(工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。以下同じ。)の場合にあっては第2号様式の2により、開発行為、土地の形質の変更又は物件の堆積の場合にあっては第2号様式の3により行うものとする。

3 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(第3号様式)により行うものとする。

(行為の通知)

第6条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知

書（第4号様式）により行うものとする。

（景観形成基準の適合通知）

第7条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、景観形成基準適合通知書（第5号様式）により、その旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該届出に係る行為に着手することができる。

（行為の完了届出）

第8条 法第16条第1項及び第2項の届出に係る行為が完了し、又は中止した場合は、行為完了（中止）届出書（第6号様式）を提出するものとする。

2 法第16条第5項による通知に係る行為が完了し、又は中止した場合は、行為完了（中止）通知書（第7号様式）を提出するものとする。

（身分証明書）

第9条 法第17条第8項に規定する立入検査又は立入調査をする職員の身分を示す証明書は、身分証明書（第8号様式）によるものとする。

（勧告及び公表）

第10条 法第16条第3項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 条例第17条第1項の規定による勧告の公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称、勧告の内容その他市長が必要と認める事項を、告示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の提案）

第11条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の提案は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物指定提案書（第9号様式）により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木指定提案書（第10号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の通知）

第12条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の通知は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物指定通知書（第11号様式）により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木指定通知書（第12号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の標識）

第13条 法第21条第2項又は法第30条第2項に規定する景観重要建造物等の標識（以下「標識」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物等の名称
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 標識は、周囲の景観と調和する色彩、意匠及び形態とし、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可申請等)

第14条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物現状変更許可申請書(第13号様式)により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木現状変更許可申請書(第14号様式)により行うものとする。

(団体規約の要件)

第15条 条例第19条第1項第3号に規定する市長が定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 活動地域
- (4) 活動の内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

(景観まちづくり地域団体の認定の申請)

第16条 条例第19条第1項の規定により景観まちづくり地域団体の認定を受けようとする団体の代表者は、景観まちづくり地域団体認定申請書(第15号様式)に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 団体の活動地域を示す図面
- (3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び事務所の所在地)を記載した図書
- (4) その他市長が必要と認める図書

(景観まちづくり地域団体の認定等の通知)

第17条 市長は、条例第19条第1項の規定により景観まちづくり地域団体の認定をしたときは、景観まちづくり地域団体認定通知書(第16号様式)により、景観まちづくり地域団体の認定をしないときは、景観まちづくり地域

団体不認定通知書(第17号様式)により当該申請者に通知するものとする。  
(景観まちづくり地域団体の認定の取消し)

第18条 市長は、条例第19条第3項の規定により景観まちづくり地域団体の認定の取消しをしたときは、速やかに景観まちづくり地域団体認定取消通知書(第18号様式)により当該団体の代表者に通知するものとする。  
(審議会の組織)

第19条 長崎市景観審議会(以下「審議会」という。)は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係官公庁の職員
- (3) 市民

3 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によりこれを行うものとする。

(審議会の委員の任期)

第20条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長)

第21条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集する。

第23条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第24条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会への関係人の出席)

第25条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第26条 審議会の庶務は、都市計画部まちづくり推進室において処理する。  
(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、第19条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要

な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 長崎市都市景観審議会規則(昭和64年長崎市規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成3年7月24日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成3年8月1日から施行する。

(長崎市都市景観条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

37 前項の規定による改正前の長崎市都市景観条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成3年10月30日規則第41号)

この規則は、平成3年11月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第28号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第29号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平12年3月14日規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月2日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年7月30日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第46号)抄

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種類	縮尺
付近見取図	2,500分の1以上
現況写真	
配置図	100分の1以上
建築物又は工作物に彩色を施した2面以上の立面図	50分の1以上
平面図	100分の1以上
断面図	100分の1以上
敷地内の外構工事における外構図	100分の1以上
景観シミュレーション図	
その他市長が必要と認める図書	

別表第2（第4条関係）

行為の種類	地域	規模
建築物の建築等	一般地区及び大景観保全地区	建築物の高さが20メートル(市街化区域以外の区域の場合にあっては13メートル)以下、かつ、延べ面積の合計が3,000平方メートル(特殊建築物(共同住宅、寄宿舍を除く。)の場合にあっては500平方メートル)以下のもの(ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の場合にあっては、当該行為に係る部分の面積が、屋根全面の2分の1以下又は外壁全面の2分の1以下のものを除く。)
	景観形成重点地区	当該行為に係る高さが5メートル以下又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の場合にあっては、当該行為に係る部分の外観面積若しくは延べ面積の合計が10平方メートル以下のもの
工作物の建設等	一般地区及び大景観保全地区	工作物の高さが10メートル以下であって、次のいずれにも該当しないもの。 (1) 建築物と一体となって設置される工作物であって、建築物を含めての高さが20メートルを超えるもの (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積が、外観の全面の2分の1以下のもの
	景観形成重点地区	次のいずれかに該当するもの (1) 門で、高さ2メートル以下のもの (2) 塀、垣、さく、金網、擁壁その他これらに類するもので、高さ1.5メートル以下又は長さ5メートル以下のもの (3) 日よけテント及び藤棚で、高さ1.5メートル以下又は長さ5メートル以下のもの (4) 煙突、高架水槽、装飾塔、電波塔その他これらに類するもので、高さ4メートル以下又は外観面積の合計が5平方メートル以下のもの
開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為	一般地区及び大景観保全地区	当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートル未満のもの又は当該行為に伴い生ずるのり面の高さが5メートル以下のもの
	景観形成重点地区	当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートル未満、かつ、当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	一般地区及び大景観保全地区	その用に供される土地の面積が500平方メートル以下のもの又は堆積の高さが5メートル以下のものであって、堆積期間が90日以内のもの
	景観形成重点地区	その用に供される土地の面積が50平方メートル又は堆積の高さが1.5メートル以下、かつ、堆積期間が30日以内のもの

## 備考

- この表において、「特殊建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第2号に規定する建築物をいう。
- この表において、「高さ」とは、地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。）からの高さをいう。

別表第3（第5条関係）

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
建築物の建築等又は工作物の建設等	各階平面図	縮尺100分の1以上	各階の間取り及び用途
	立面図（建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの）	縮尺100分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩（マンセル記号を表示したもの）
	断面図	縮尺100分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等		外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（のり面、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面
	植栽計画図	縮尺2,500分の1以上	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	その他図書		参考となるべき事項
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種、目回り寸法、物件のたい積区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（木竹の伐採の場合を除く。）並びに伐採木竹の位置
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	その他図書		参考となるべき事項